

# 第3次愛知県環境基本計画 中間まとめ（案）

（環境審議会 総合政策部会 資料）

平成19年10月

# 目 次

## 第 1 章：計画の基本的事項

- 1 計画策定の背景 . . . . . 1
- 2 計画の位置づけ . . . . . 2
- 3 計画の期間 . . . . . 3

## 第 2 章：環境の現状と課題

- 1 社会経済動向の変化 . . . . . 4
- 2 環境の現状と課題 . . . . . 12

## 第 3 章：計画の目標

- 1 私たちの目指すもの . . . . . 21
- 2 あいち環境社会の形成に向けた5つの社会づくり . . . . . 21

## 第 4 章：施策展開の方向

- 1 施策展開にあたっての視点 . . . . . 23
- 2 施策の体系 . . . . . 24
- 3 施策の内容 . . . . . 26
  - 第1 温室効果ガスの排出を抑制し、安定化させる愛知づくり . . . . . 26
  - 第2 資源の循環による環境負荷の少ない愛知づくり . . . . . 33
  - 第3 自然との共生を次の世代に継承する愛知づくり . . . . . 40
  - 第4 公害のない安全で安心できる愛知づくり . . . . . 47
  - 第5 地球と地域を視野に入れた参加・協働の進む愛知づくり . . . . . 54
- 持続可能な地域づくりプログラムの推進 . . . . . 60

## 第 5 章：計画の推進・進行管理

- 1 各主体に期待される役割 . . . . . 72
- 2 計画の推進 . . . . . 76
- 3 計画の進行管理 . . . . . 77

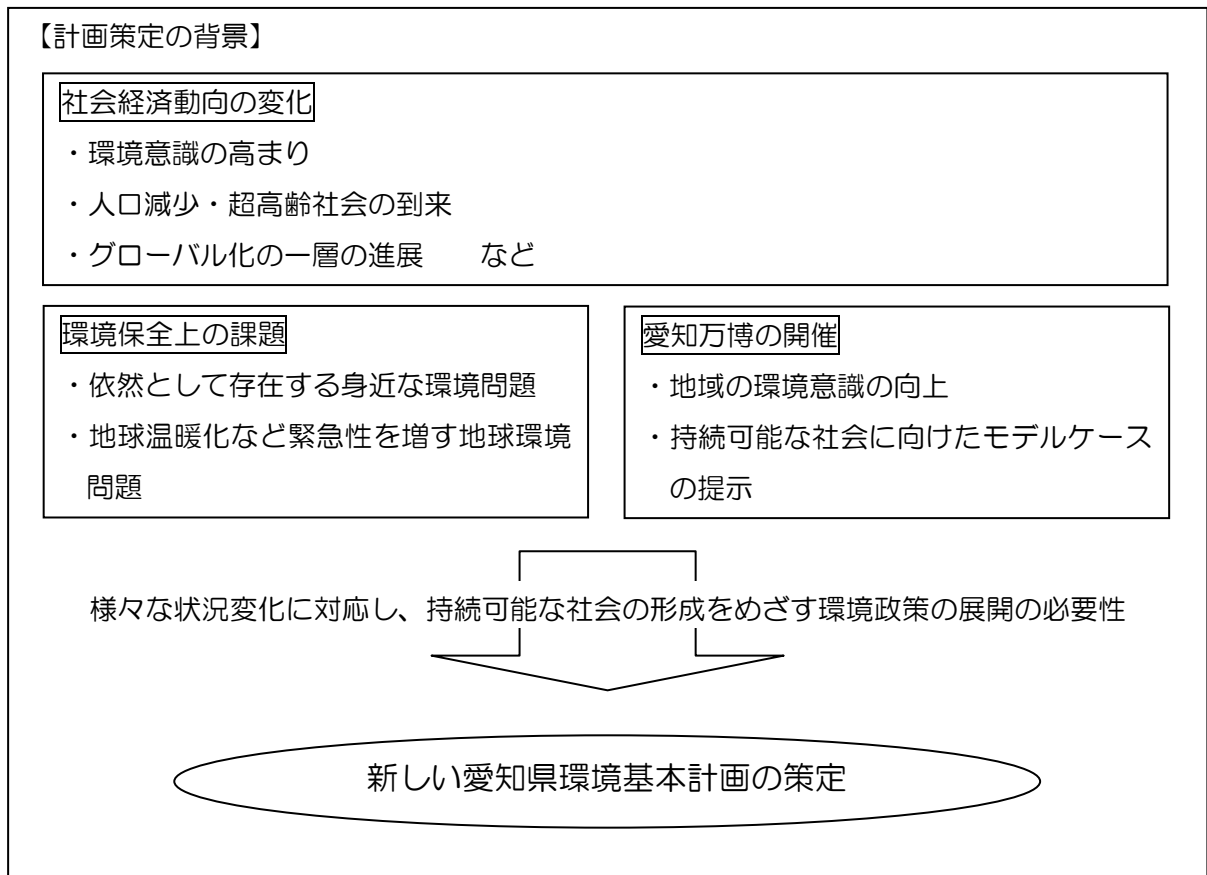
# 第1章 計画の基本的事項

## 1 計画策定の背景

- 本県では、環境保全の基本理念等を定めた愛知県環境基本条例に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成9年8月に愛知県環境基本計画を策定しました。そして、平成14年9月には同計画を改定し、目指すべき将来像として「循環」、「共生」、「安心」、「協働」をキーワードとする社会の姿を提示するとともに、施策の充実強化を図り、地域の環境保全に成果を挙げてきました。
- しかしながら、自動車交通の集中による局地的な大気汚染、身近な自然の減少、廃棄物の不法投棄など、県民の日常生活における環境問題が依然として残っています。さらに、地球温暖化の進行や生物多様性の喪失など地球環境問題は緊急性を増しています。
- 一方、地球環境問題の深刻さが広く認識されるようになる中で、「もったいない」、「LOHAS」\*など環境に配慮した暮らし方に対する関心の高まりがみられるほか、企業の社会的責任という観点から環境問題に積極的に取り組む事業者が増えるなど、環境に対する社会の考え方に大きな変化がみられるようになってきました。また、今後予想される人口減少・超高齢社会の到来、一層の進展が見込まれるグローバル化など、私たちを取り巻く社会経済動向は大きく変化してきています。
- こうした環境保全上の課題や社会経済動向の変化に適切に対応し、持続可能な社会を形成していくためには、私たち一人ひとりのライフスタイルをはじめ、産業経済活動や都市のあり方など、地域づくりのあらゆる分野において、環境の視点を取り入れることが不可欠です。さらに、持続可能な社会の形成に向けて、県民、事業者、民間団体、行政の各主体が目標を共有し、自主的かつ協働した取組を進めていくことが必要です。
- 「自然の叡智」をテーマとした「2005年日本国際博覧会（愛知万博）」では、会場整備から様々な行催事に至るまで、環境の視点を取り入れた先進的な取組が展開されました。愛知万博は、この地域の環境に対する意識を高める大きな契機となるとともに、県民、事業者、民間団体、行政の協働による取組のモデルケースを提示したものと考えます。本県は万博開催県として、万博の理念と成果を継承した様々な取組を通じ、全国・世界に持続可能な社会のあり方を発信していくことが求められています。
- こうした状況を踏まえ、環境政策の更なる展開を図るため、新たな計画を策定します。

---

\* LOHAS(Lifestyles Of Health And Sustainability)  
健康と持続可能性を重視するライフスタイルを指す。



## 2 計画の位置づけ

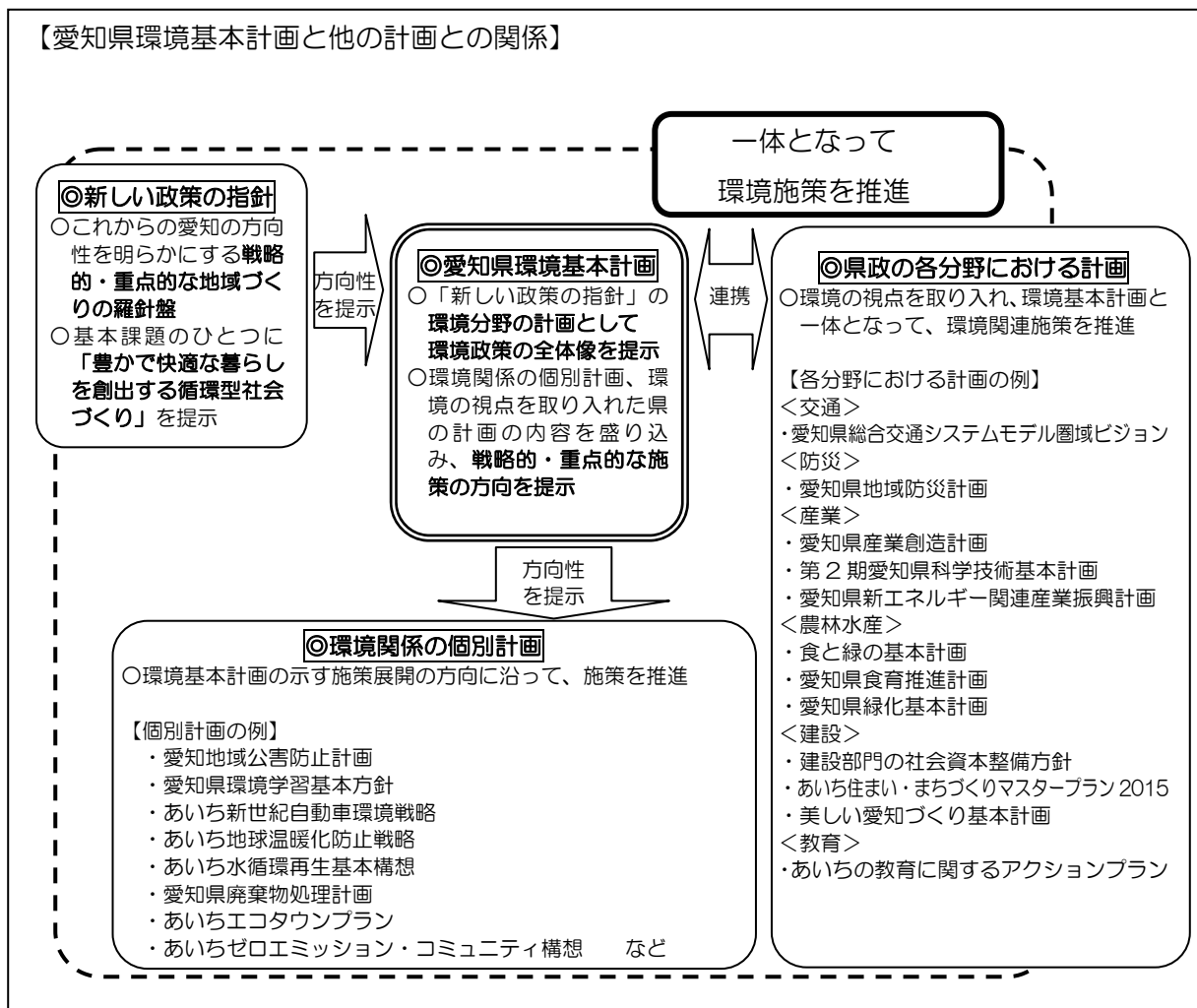
### (1) 計画の目的

- 本計画は、愛知県環境基本条例第 9 条に基づき、環境の保全に関する長期的な目標及び施策の方向を示すもので、本県の環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、知事が策定するものです。
- また、今日の環境問題は、県民、事業者、民間団体、行政のすべての主体が自主的かつ協働して取り組む必要があり、本計画は、こうした各主体が、環境保全への取組を実施する際の指針となるものです。

### (2) 他の計画との関係

- 本県では、平成 18 年 3 月に、これからの愛知の方向性を明らかにする戦略的・重点的な地域づくりの羅針盤として「新しい政策の指針」を策定しました。その中の基本課題のひとつに「豊かで快適な暮らしを創出する循環型社会づくり」を掲げています。本計画は、この「新しい政策の指針」に沿った環境政策の全体像を示す計画です。

- また、本計画は、「あいち新世紀自動車環境戦略」、「あいち地球温暖化防止戦略」などの環境関係の個別計画の上位計画であると同時に、環境の視点を盛り込んだ県政の様々な分野における計画との連携を図り、これらの計画と一体となって環境施策の総合的・計画的推進を図るものです。



### 3 計画の期間

- 本計画は、21世紀の第1四半世紀の2025年(平成37年)頃までの長期を展望し、環境保全の目標を示したうえで、平成27年までの間に取り組むべき施策の方向を示します。
- また、概ね5年ごとに計画全体の点検を行うとともに、新たな環境保全上の課題や社会経済動向の大きな変化が生じた場合には、必要に応じ計画の見直しを行います。

## 第2章 環境の現状と課題

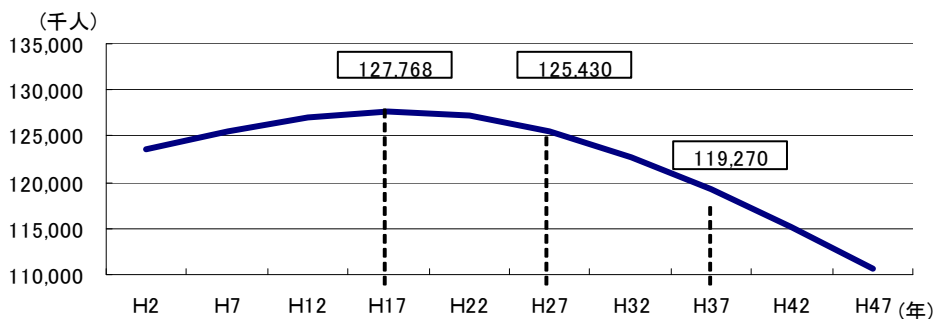
### 1 社会経済動向の変化

社会経済動向の変化について、現在から平成37年頃までを見据えながら、環境との関わりを展望します。

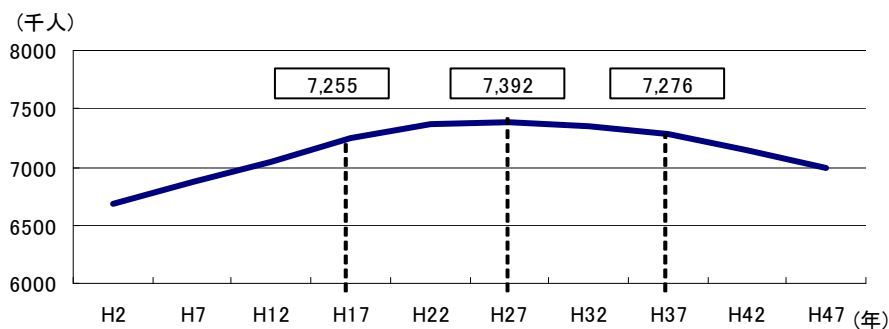
#### (1) 人口減少・超高齢社会の到来

- 本県の人口は、全国より約10年遅く平成27年頃をピーク(739万人程度)に減少し、平成37年には728万人程度になると予想されます。
- 世帯数については、親と子からなる世帯の割合が減少し、単独世帯の割合が増加することが見込まれます。
- 年齢区分別では、15歳未満の人口が減少する一方、65歳以上の人口が増加し、平成37年には、15歳未満の人口の割合は11~13%、65歳以上の人口の割合は25~26%程度になることが見込まれます。
- 人口の増加や活発な産業活動に伴い、都市的土地利用が進展してきましたが、市街地内における低・未利用地や中心市街地の空洞化が生じている地域もあり、将来的には、人口減少に伴う土地利用の変化も想定されます。

#### 【全国の人口の推移と将来推計】

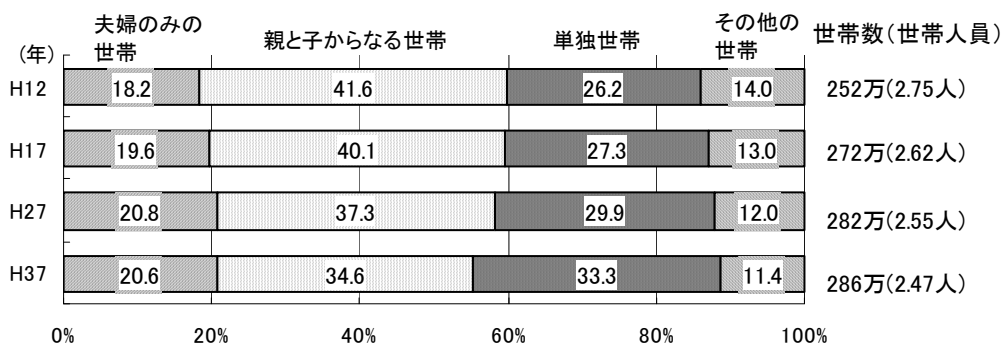


#### 【愛知県の人口の推移と将来推計】

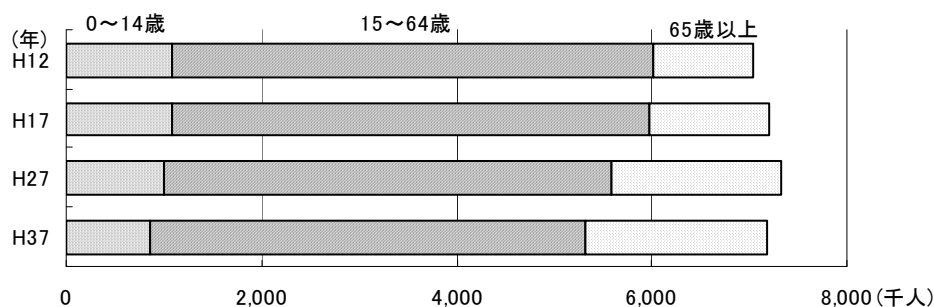


出典：国勢調査報告（総務省）、日本の将来推計人口(平成18年12月推計)、日本の都道府県別将来推計人口(平成19年5月推計)(国立社会保障・人口問題研究所)

### 【愛知県の一般世帯の世帯累計別の推移と見通し】

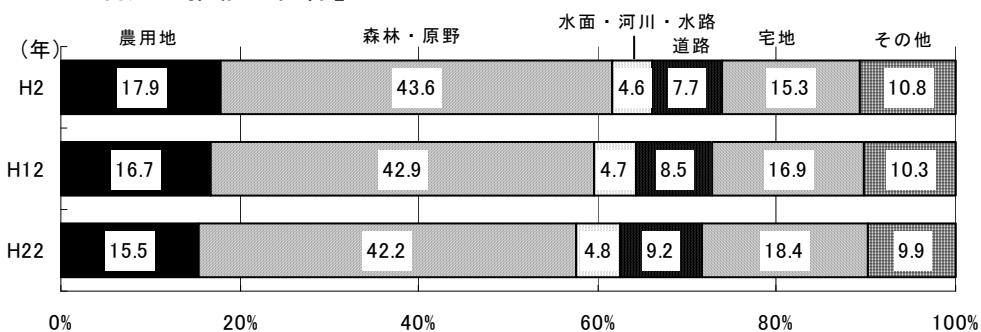


### 【愛知県の年齢3区分別人口の推移と見通し】



出典：「新しい政策の指針」(愛知県)、国勢調査報告(総務省)

### 【愛知県の土地利用の推移と目標】



出典：土地に関する統計年報、愛知県国土利用計画(第三次)(愛知県)

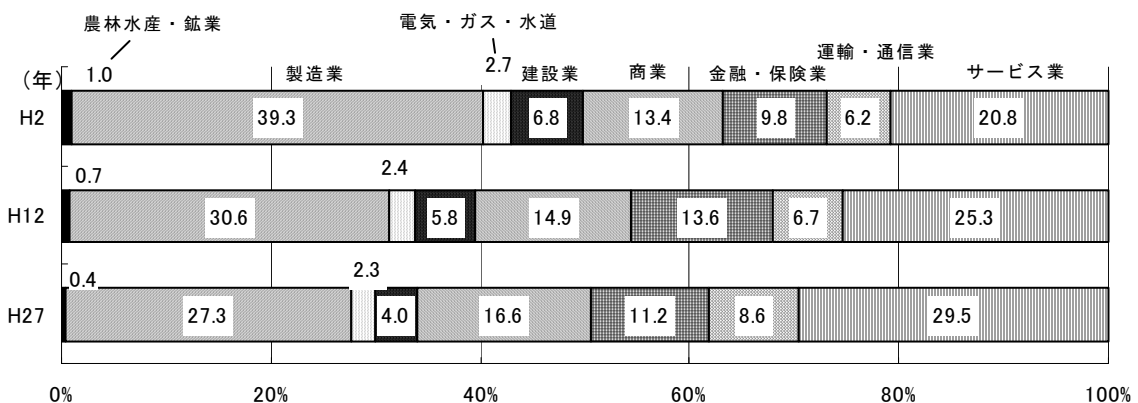
### 【環境との関わり・今後の展望】

- 世帯の細分化によるエネルギー消費量やごみ排出量の増加、過疎化や農林業活動等の低下による里地里山等の自然環境の質の劣化、居住地の拡散による環境負荷の増大(自動車利用の増加等)などが想定されます。
- 高齢化が進むことで、在宅時間の長さなどから、家庭のエネルギー消費量が増加する可能性があります。
- 人口減少に伴い、ゆとりある生活空間や時間が得られ、心の豊かさや自然回帰を重視する志向の広がりともあいまって、ライフスタイルの転換が進むなど、持続可能な社会に向けて好機となる可能性も期待されます。
- 人口減少の到来を見据え、都市機能の拡散に伴う自動車利用の増大の抑制や都市運営に係るコストの低減といった観点から、中心市街地等への都市機能の再配置を図るなど、開発と保全のバランスのとれた適切な県土利用を検討する必要があります。

## (2) 環境と経済の関係の変化

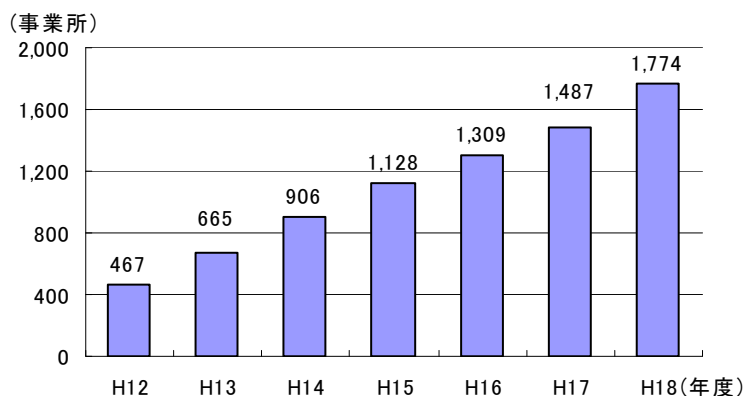
- 本県の主力産業であるモノづくり産業は、グローバル化に伴う世界規模での最適地生産の進展などから、産業全体に占めるウェイトは低下していくと予想されます。
- 本格的な成熟社会を迎え、健康で文化的な質の高い生活や超高齢社会を支える消費ニーズ、事業の効率化を支えるビジネス支援のニーズが高まり、そうした面でのサービス産業の発展が見込まれます。
- 環境問題への対応が世界的な課題となる中で、ISO14001を始めとする環境マネジメントシステムの導入など、企業経営における環境配慮が進んでいます。さらに、企業の社会的責任(CSR)の観点から、植樹や清掃活動など環境保全活動に取り組む企業も増加しています。
- 様々な環境問題を解決する必要性から、省エネルギー・新エネルギーやリサイクル技術など環境関連技術・産業の市場規模の拡大が見込まれます。
- 「経済活動と環境保全とは対立する」との考え方から、「経済活動と環境保全は両立するものである」との考え方が着実に広まってきています。

### 【愛知県の産業構造予測（付加価値額ベース）】



出典：「新しい政策の指針」（愛知県）

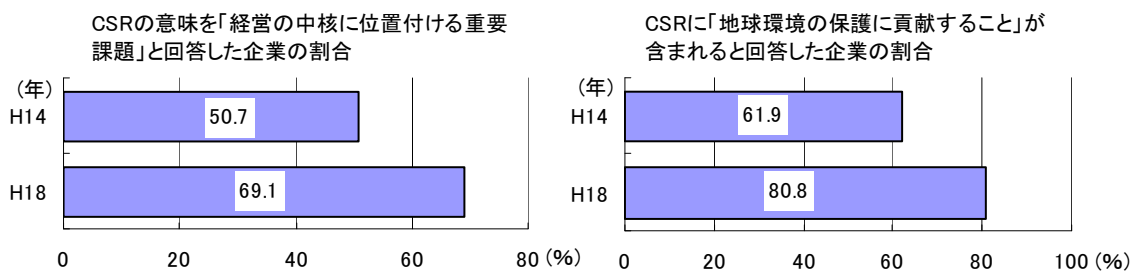
### 【県内の ISO14001 認証取得事業所数の推移】



出典：環境部資料



## 【企業の社会的責任（CSR）に関する経営者の意識】



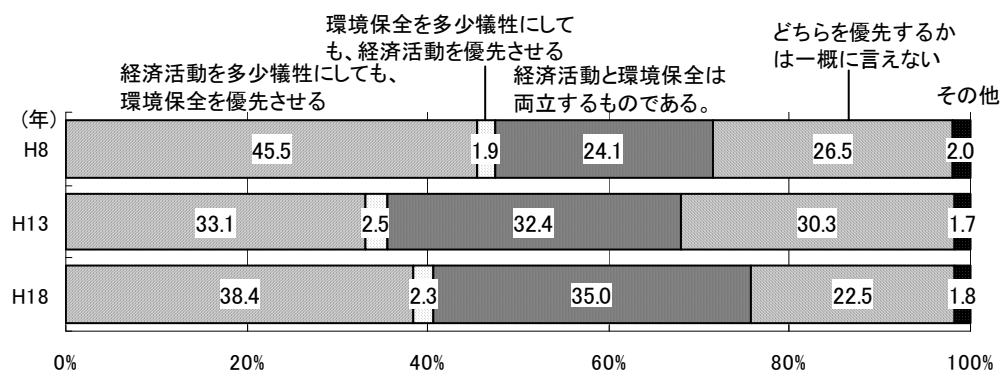
出典：企業の社会的責任（CSR）に関する経営者意識調査（平成 18 年：社団法人経済同友会）

## 【環境ビジネスの市場規模及び雇用規模の推計】

	H12	H22	H32 年
市場規模（億円）	299,444	472,266	583,762
雇用規模（人）	768,595	1,119,343	1,236,439

出典：「わが国の環境ビジネスの市場規模及び雇用規模に関する推計結果」（平成 15 年：環境省）

## 【経済活動と環境保全の関係についての考え方】



出典：県政モニターアンケート（平成 18 年：愛知県）

## 【環境との関わり・今後の展望】

- 本県の活発な産業活動は、引き続き本県の発展を牽引していく役割を担うことが期待されますが、省資源、省エネルギーの徹底など環境負荷の一層の低減を図る必要があります。
- 消費者の環境意識の高まりや企業経営の持続性という観点から、企業活動において、環境問題へ積極的に対応していくことが重要になっていくと見込まれます。
- 省エネルギー・新エネルギーやリサイクル技術など、先進的な環境技術、環境ビジネスの発展が見込まれます。
- 環境問題を解決する産業や技術が発展し、環境の改善と経済の成長がともに実現するような、環境を良くすることが経済を発展させ、経済の活性化が環境の改善につながる環境と経済の関係（環境と経済の好循環）の実現が求められます。

### (3) 資源・エネルギー需要の増大と地球環境問題の深刻化

#### <資源・エネルギー需要の増大>

- 中国・インドなどアジア諸国を中心とした急速な産業の発展や生活水準の向上に伴い、世界全体の資源・エネルギー需要は一層の増加が見込まれます。
- 資源需要の増加に伴い、世界的な廃棄物発生量の増大が懸念されます。また、エネルギー需要の大部分が化石燃料の使用であると見込まれ、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量の増大が懸念されます。

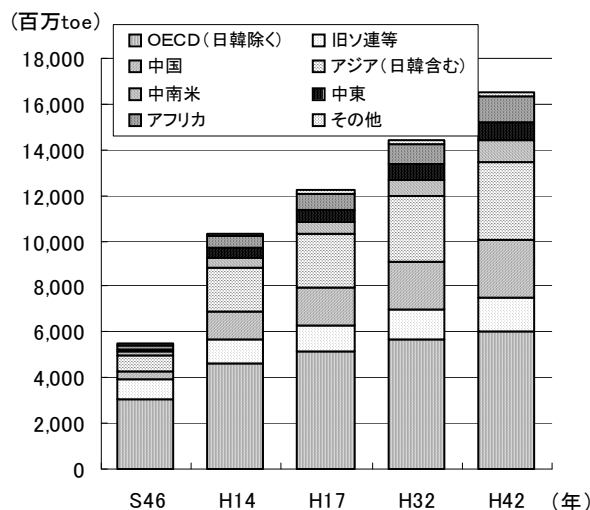
#### <まったなしの地球温暖化対策>

- 気候変動に関する政府間パネル（IPCC<sup>※</sup>）第4次評価報告書において、地球温暖化は人為起源の温室効果ガスが増えたことが原因であることをほぼ断定するとともに、化石エネルギー源を重視する場合には、今世紀末に、世界の平均気温は約4.0℃(2.4℃～6.4℃)上昇し、水資源の枯渇、動植物種の絶滅、食糧危機、洪水・暴風雨の被害など、様々な影響が予測されるとの報告がなされています。
- 氷河の後退や異常気象の発生などについて、地球温暖化の影響が顕在化しているとの指摘もなされる中で、地球温暖化問題への対応が、国際社会の最重要課題となりつつあります。

#### <国境を越える環境問題の顕在化>

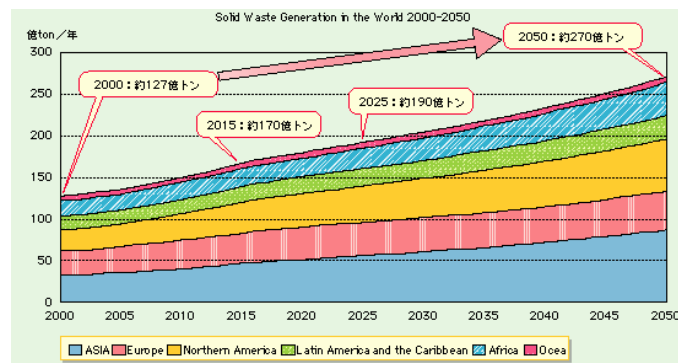
- 黄砂や光化学スモッグの発生など、東アジア地域で発生したと思われる物質が、日本国内の環境にも影響を与える可能性が指摘されています。

【世界の一次エネルギー消費量の推移と見通し】



出典：エネルギー白書 2006（平成 18 年：資源エネルギー庁）

【世界の廃棄物排出量の将来予測】

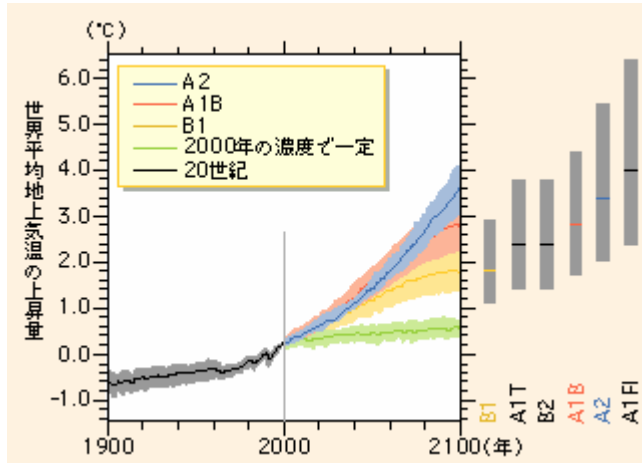


出典：平成 18 年版循環型社会白書（平成 18 年：環境省）

※ 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)

地球温暖化の実態把握とその精度の高い予測、影響評価、対策の策定を行うことを目的として、世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)の協力の下に 1988 年に設立された。気候変動の科学的な評価、気候変動による環境・社会・経済への影響評価、気候変動による影響の緩和策の策定を実施。

### 【今後の世界の平均気温上昇の予測】



注

- A1 高成長社会シナリオ
  - ・高度経済成長が続き、人口が21世紀半ばにピークに達した後減少し、新技術や高効率化技術が導入される。
  - A1FI 化石エネルギー源を重視
  - A1T 非化石エネルギー源を重視
  - A1B 各エネルギー源のバランスを重視
- A2 多元化社会シナリオ
  - ・世界の人口は増加を続ける。
  - ・地域経済発展が中心で、1人当たりの経済成長や技術変化は他の筋書きに比べバラバラで緩やかである。
- B1 持続発展型社会シナリオ
  - ・地域間格差が縮小した世界。
  - ・環境の保全と、経済の発展を地球規模で両立する。
- B2 地域共存型社会シナリオ
  - ・経済、社会及び環境の持続可能性を確保するための地域的対策に重点が置かれている世界。
  - ・環境問題等は、各地域で解決が図られる。

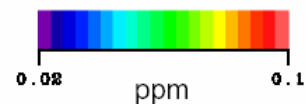
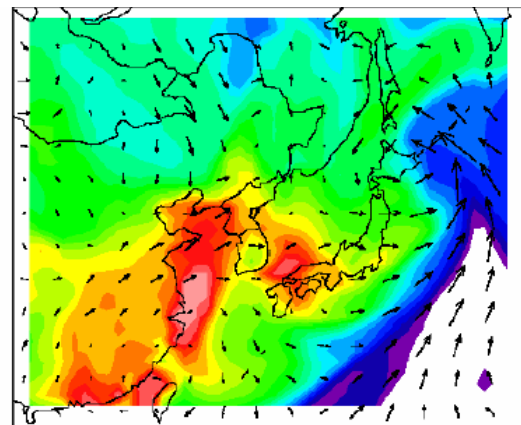
出典：平成19年版環境・循環型社会白書（平成19年：環境省）

### 【黄砂観測日数の状況（全国）】

期間	年間観測日数(平均)
1967年～2000年	21.8日
2001年～2006年	39.0日

出典：気象庁資料より環境部作成

### 【平成19年5月17日15時の地上オゾン濃度予測結果】



出展：国立環境研究所、九州大学記者発表資料

### 【環境との関わり・今後の展望】

- 開発途上国の発展等に伴い、資源・エネルギー需要が拡大する中で、廃棄物発生量の増大、地球温暖化などの地球環境問題の一層の深刻化が懸念されます。
- 温室効果ガスの増加は、化石燃料の利用が大きな要因となっていることから、太陽光や風力、バイオマスなど、化石燃料に頼らないエネルギーの普及を図る必要があります。
- 東アジア地域における経済成長に伴う環境問題について、地球環境の保全はもとより、日本国内への影響の可能性という観点からも、国際環境協力の必要性が高まります。

#### (4) 環境や安全・安心に対する意識の高まり

##### <県民生活における環境意識の高まり>

- 生活において心の豊かさを重視する傾向は高くなっており、その中で、自然とふれあう機会の増加や環境保全活動へ参加を求める意識も高まっています。
- 地域において環境保全に取り組む NPO 活動が活発化しています。
- 「LOHAS」、「スローライフ」、「もったいない」といった言葉が注目されるように、環境にやさしいライフスタイルへの関心が高まっています。

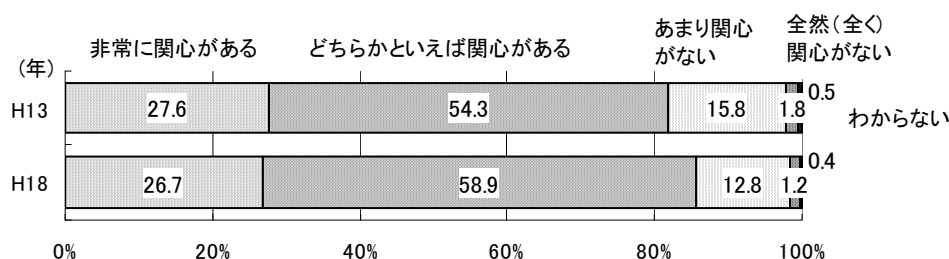
##### <愛知万博の開催>

- 「自然の叡智」をテーマとした「2005 年日本国際博覧会（愛知万博）」では、環境技術の実証や環境学習・環境保全活動への県民参加などの様々な取組が展開されました。愛知万博は、この地域の環境に対する意識を高める大きな契機となるとともに、県民、事業者、民間団体、行政の協働による取組のモデルケースが提示されました。

##### <県民生活の安全・安心に関わる環境問題の発生>

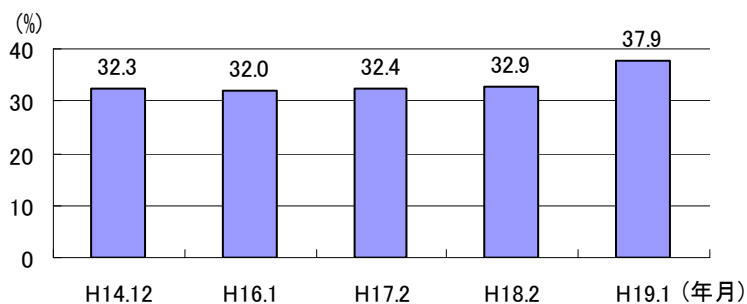
- アスベスト問題やフェロシルトの不法投棄などが発生し、県民生活における安全・安心の確保が強く求められています。
- 東海・東南海地震などの大規模災害時において、大量のがれきの発生や有害物質の流出などが危惧されており、こうした危機に対応する体制づくりが求められています。

#### 【自然への関心】



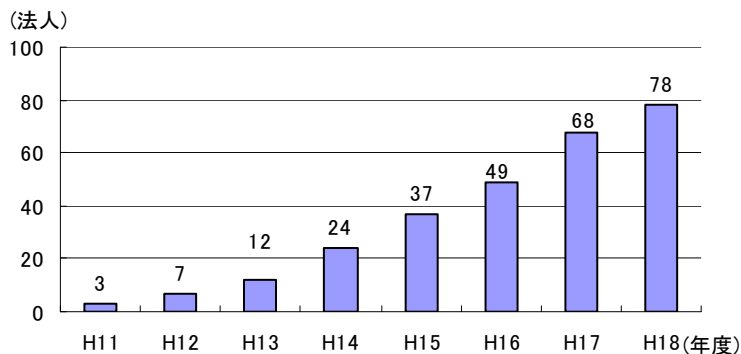
出典：自然の保護と利用に関する世論調査（平成 18 年：内閣府）

#### 【何か社会の役に立ちたいと思う人のうち自然・環境保護に関する活動と答えた人の割合】



出典：社会意識に関する世論調査（内閣府）

### 【県内の環境 NPO 法人数】

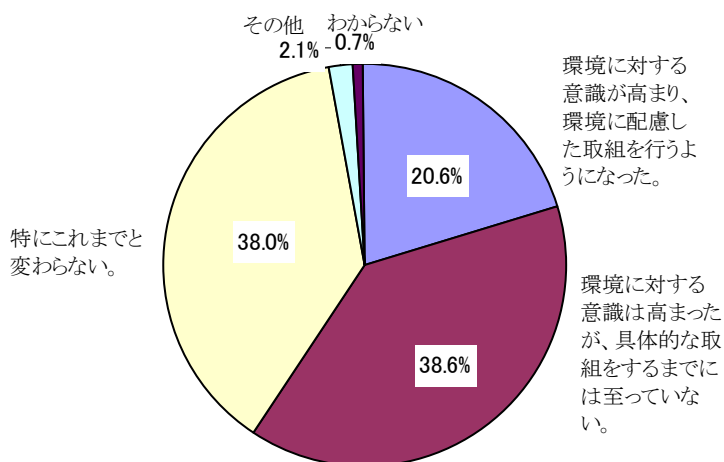


出典：県民生活部資料より環境部作成

### 【愛知万博における環境の取組の主な事例】

①環境技術	新エネルギー供給システム実証実験、壁面緑化（バイオラング）
②環境学習	自然体感プログラム、エコツアー、こども環境サミット
③市民参加	徹底したごみ分別、万博ボランティア、EXPO エコマナー、
④交通	パーク・アンド・ライド、燃料電池バス

### 【愛知万博による環境意識の高まり】



出典：県政モニターアンケート（平成 18 年：愛知県）

### 【環境との関わり・今後の展望】

- 心の豊かさや生活の質の向上を求める意識が醸成され、身の回りの環境問題に対する関心が高まり、実際の環境保全活動へ参加する人が増えていくことが見込まれます。
- 愛知万博を契機とした環境に対する意識の高まりを、具体的な環境保全活動、エコライフの実践へとつなげていくことが求められます。
- 愛知万博で行われた様々な環境の取組を継承・具体化させていくことが必要です。
- 環境行政の基本である安全・安心の確保を確実に進める必要があります。



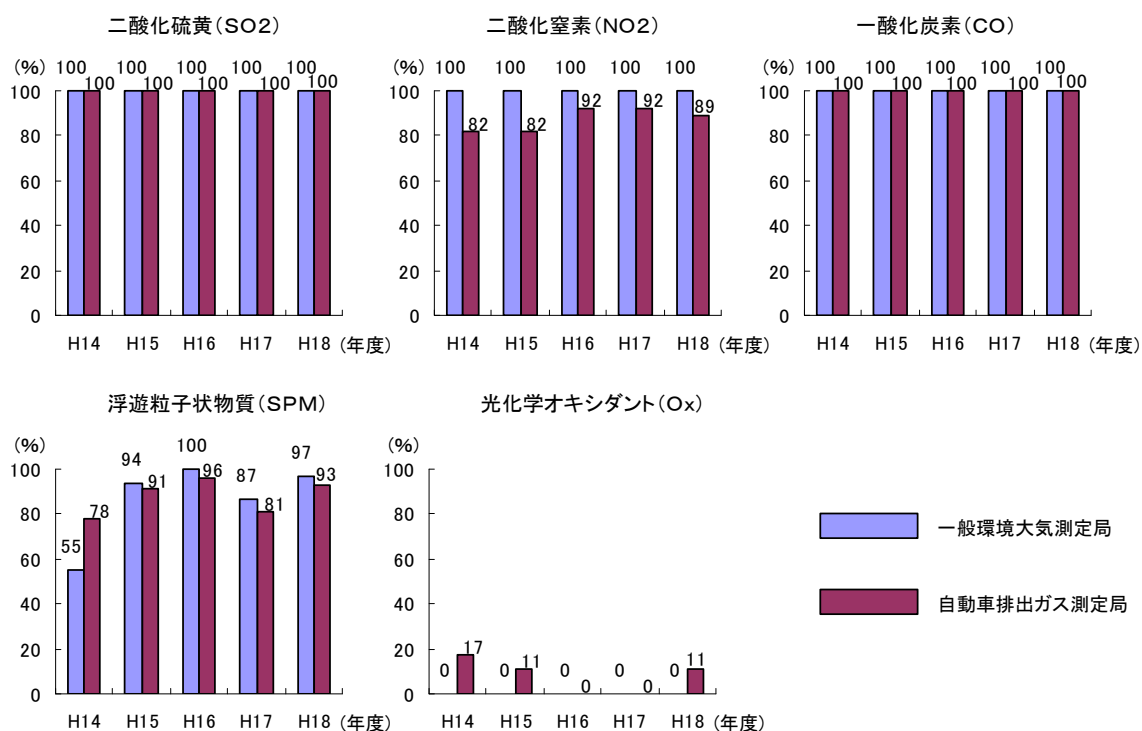
## 2 環境の現状と課題

本県の環境の現状と課題について、分野ごとに提示します。

### (1) 大気環境

- 大気汚染の環境基準達成状況を直近 5 年間でみると、二酸化硫黄、一酸化炭素については、一般環境大気測定局（一般局）及び自動車排出ガス測定局（自排局）ともすべての局で環境基準を達成しています。
- 二酸化窒素については一般局では全局で達成しているものの、自排局では幹線道路沿道の一部の局で未達成となっています。浮遊粒子状物質については一部の測定局で未達成であり、光化学オキシダントについてはほとんどの測定局で環境基準が達成されていません。

#### 【大気環境に関する環境基準の達成状況】



#### 今後の課題

- 二酸化窒素の環境基準が未達成の自動車排出ガス測定局は、国道 1 号及び 23 号沿道にあり、特に自動車交通が集中し、自動車排出ガスによる局地的な汚染が見られる地域であることから、その地域特性を踏まえた更なる取組が必要です。
- 浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントについては、原因の一つである揮発性有機化合物（VOC）対策を推進することが必要です。

## (2) 地球温暖化・オゾン層保護

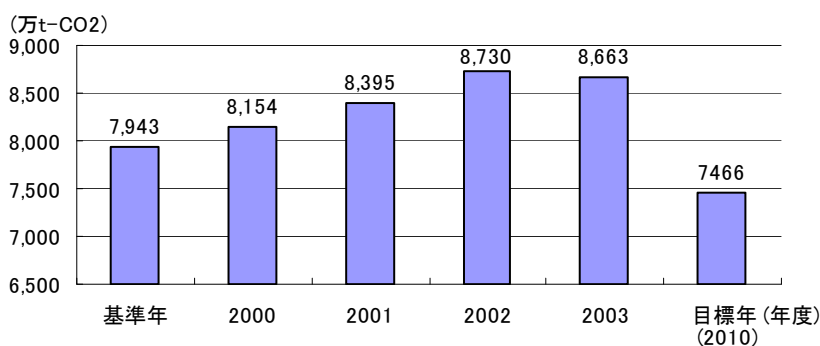
### <地球温暖化防止対策>

- 2003 年度における本県の温室効果ガスの排出量は、基準年度（1990 年度）比の 9.1% 増となっています。
- 民生家庭部門、民生業務部門、運輸部門で排出量が大幅に増加しています。その原因として、民生家庭部門では世帯数の増加や家電製品の増加等が、民生業務部門では大型商業施設の増加や営業時間の延長、OA 機器の増加等が、運輸部門では自動車の保有台数や走行量の増加等が挙げられます。

### <オゾン層保護対策>

- オゾン層保護法、フロン回収破壊法などに基づく適正処理対策の推進を図っています。

### 【本県の温室効果ガスの総排出量の推移】



(単位: 千トン-CO<sub>2</sub>)

部門名	年度														増減率 (基準年度比) (%)		
	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003			
エネルギー 起源CO <sub>2</sub>	産業	42,711	43,270	42,966	41,514	41,817	41,872	41,754	42,607	40,968	39,766	39,925	40,762	41,435	42,713	0.0	
	民生家庭	7,315	7,549	7,834	7,732	8,563	8,655	8,476	8,401	8,503	8,791	8,761	9,282	10,159	9,533		30.3
	民生業務	8,381	8,631	9,015	8,549	9,894	9,776	9,875	9,785	9,886	10,385	9,780	10,521	12,052	11,125		32.7
	運輸	10,915	11,449	11,906	12,215	12,541	12,786	13,064	13,133	13,389	13,457	13,391	13,515	13,537	13,338		22.2
	エネルギー 転換	1,481	1,558	1,749	1,709	1,946	1,880	1,786	1,745	1,621	1,567	1,409	1,577	1,956	1,818		22.8
非エネルギー 起源CO <sub>2</sub>	2,304	2,490	2,513	2,609	2,718	2,705	2,754	2,813	2,799	2,847	2,927	3,009	2,958	3,063	32.9		
二酸化炭素 総排出量	73,108	74,948	75,983	74,327	77,478	77,673	77,709	78,484	77,167	76,812	76,193	78,667	82,096	81,590	11.6		
温室効果ガス 総排出量	74,262	76,181	77,299	75,693	78,889	84,256	84,195	85,073	83,693	82,409	81,538	83,954	87,299	86,632	9.1		

### 今後の課題

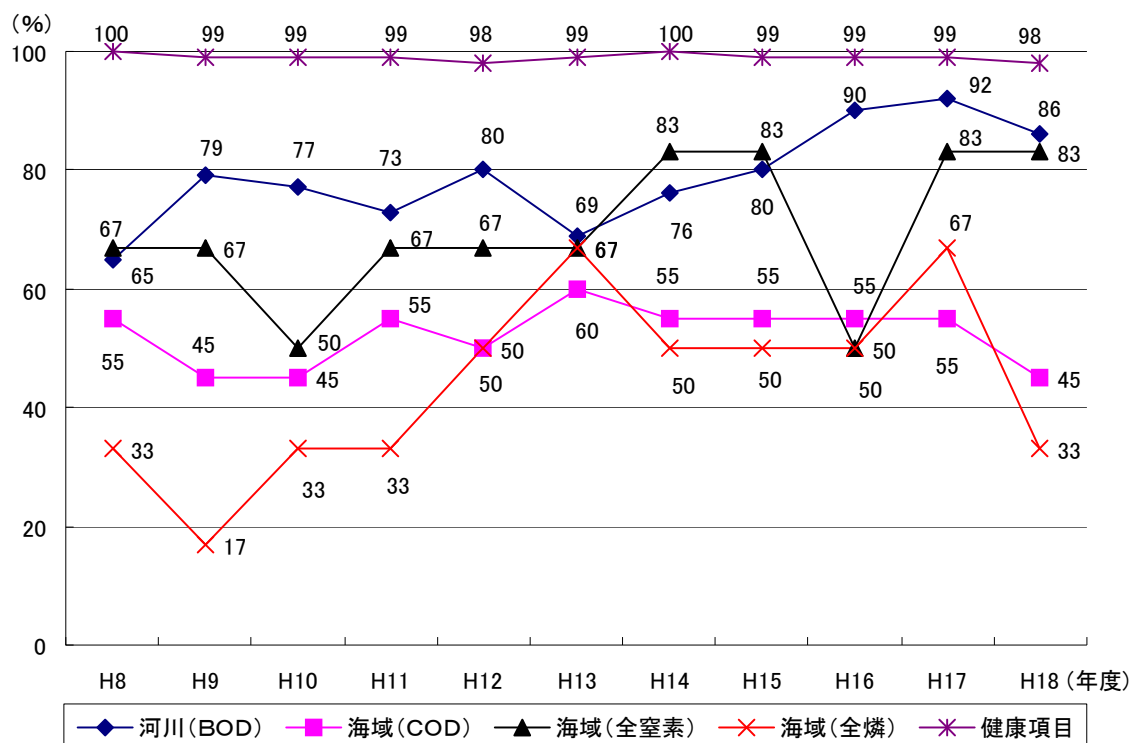
- 温室効果ガスの排出量が大幅に増加している民生家庭部門、民生業務部門、運輸部門については、日常の社会経済活動と大きな関わりがあることから、省資源・省エネルギーを徹底するライフスタイルの実現に向けた県民全体の理解と行動が必要です。
- 製造業が盛んな本県では産業部門の割合が全国に比べて高く、事業者による自主的取組の一層の推進が期待されます。
- 改正フロン回収破壊法の的確な運用により回収量の向上を図ることが必要です。

### (3) 水環境・地盤環境

#### <公共用水域>

- 河川における有機汚濁の代表的な指標である BOD(生物化学的酸素要求量)についてみると、環境基準の達成率は徐々に上昇しています。
- 海域における有機汚濁の代表的な指標である COD(化学的酸素要求量)、富栄養化の代表的な指標である全窒素及び全リンについてみると、環境基準の達成率は長期的には横ばいで推移しています。
- 湖沼（油ヶ淵）では、有機汚濁の代表的な指標である COD についてみると、依然として環境基準を達成していません。

【水質環境基準の達成状況】



#### 今後の課題

- 伊勢湾(三河湾を含む)は外海との水交換が行われにくい閉鎖性水域であるため、下水道など生活排水対策をはじめとした汚濁負荷削減対策はもとより、干潟・浅場・藻場の保全・再生、覆砂による底質環境の改善など総合的な対策を進める必要があります。
- 水環境を保全するには、水質の浄化だけでなく、河川水量の確保や多様な生態系の維持、身近な水辺の保全などを通じ、森から川を通じて海に至る流域全体の水の流れを捉えた健全な水循環の再生を図る必要があります。



## <地下水・土壌>

- 地下水の環境基準達成率は概ね 100%となっていますが、揮発性有機化合物（トリクロロエチレン等）や硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素など、工業用原材料や農業用肥料など事業活動に伴って使用される物質による汚染が生じています。
- 市街地において、工場の移転や再開発等に伴って土壌汚染が明らかになる事例が生じています。

## <地盤>

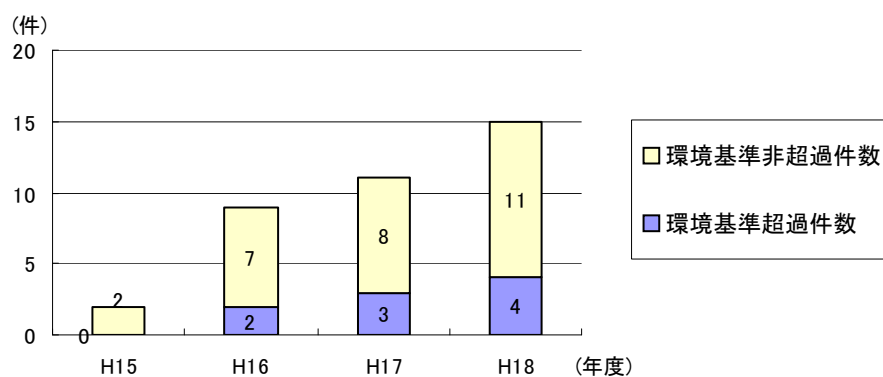
- 地盤沈下については、一部地域を除き概ね沈静化の方向にあります。

【地下水環境基準達成率（自然汚染を除く）】

（単位：％）

	H13	H14	H15	H16	H17	H18 年度
鉛	100	100	100	100	99	100
六価クロム	100	100	100	100	100	100
砒素	100	100	100	100	100	100
総水銀	100	100	100	100	100	100
1,1-ジクロロエチレン	100	100	100	98	99	100
シス-1,2-ジクロロエチレン	99	100	100	99	98	97
トリクロロエチレン	100	99	100	99	97	100
テトラクロロエチレン	100	100	99	99	99	100
ふっ素	100	100	100	100	99	100
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	95	97	96	97	97	97
ほう素	100	100	100	100	100	100
その他	100	100	100	100	100	100

【土壌汚染対策法に基づく土壌汚染の状況調査の結果】



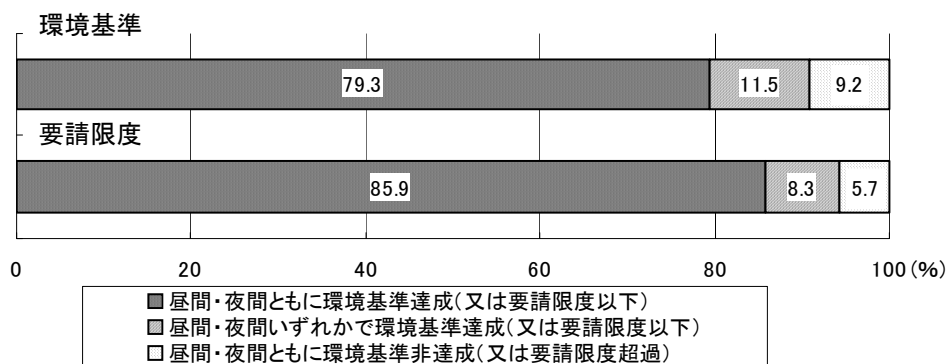
## 今後の課題

- 地下水や土壌の保全には、発生源対策が重要であることから、事業者による自主的な管理・対策による汚染の未然防止等の推進が必要です。
- 地下水や土壌の汚染実態の把握を引き続き進めるとともに、汚染が判明した場合には浄化対策を早期にかつ適切に原因者に実施させることが必要です。
- 地盤沈下は一旦発生すると元に戻らない不可逆的な現象であるため、引き続き、各種地盤沈下対策施策を推進する必要があります。

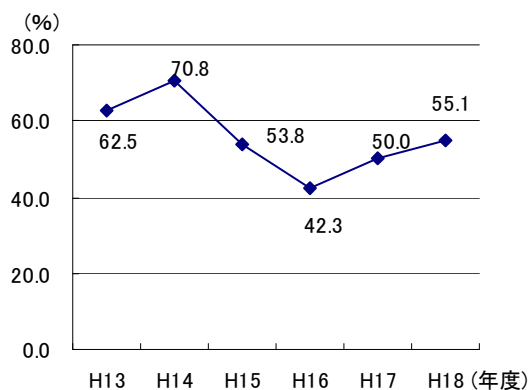
#### (4) 騒音・振動・悪臭

- 騒音について、平成 18 年度の環境基準の達成状況をみると、自動車交通騒音については約 79%となっています。また、東海道新幹線沿線と県営名古屋空港周辺においては、環境基準が未達成の地域があります。騒音は日常生活に密接な関わりを持ち、発生源も多種多様であることから、例年公害に関する苦情の多くを占めており、近年、苦情件数は増加傾向にあります。
- 振動は、騒音と同一発生源から発生する例がありますが、ここ数年、苦情件数は横ばいの状況です。
- 悪臭は、人に不快感や嫌悪感を与えることにより生活環境を損ない、心理的・生理的被害をもたらすものとして騒音と同様多くの苦情が発生しています。

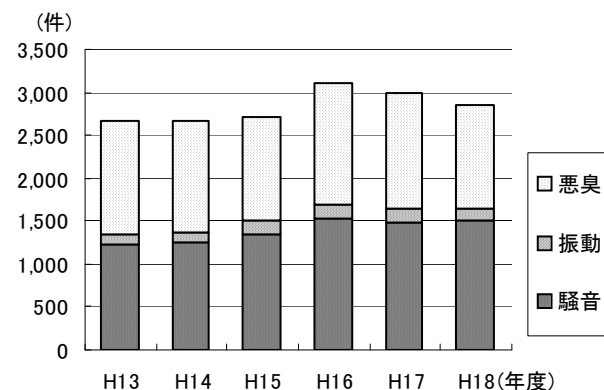
【自動車騒音に関する環境基準の達成状況及び要請限度の超過状況(18年度)】



【新幹線騒音の環境基準達成率の推移】



【騒音、振動及び悪臭に係る苦情件数(新規受理)の推移】



#### 今後の課題

- 国道 1 号沿道など自動車交通が集中している地区では依然として騒音の環境基準を達成していない箇所があり、引き続き環境施設帯の設置や道路構造改善対策等の道路騒音対策が必要です。
- 東海道新幹線沿線及び名古屋空港周辺地域においては、引き続き、騒音、振動防止対策を推進する必要があります。
- 悪臭については、従来の物質濃度規制とともに平成 18 年度に導入した臭気指数規制の適切な運用が必要です。

(5) 化学物質

- 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化学物質排出把握管理促進法)に基づいて届出された化学物質排出量の合計は、平成 13 年度以降、減少傾向を示しています。
- ダイオキシン類については、概ね環境基準を達成しています。
- PCB については、平成 14 年に策定した「愛知県 PCB 廃棄物処理計画」に基づき、平成 28 年を目標期限として処理が進められています。

【化学物質排出量・移動量・取扱量】

(単位：t/年)

		H13	H14	H15	H16	H17 年度
排出量	届出事業所の排出量合計	26,500	22,161	22,707	22,235	20,269
	うちトルエン	11,637	9,762	9,698	9,898	9,353
	キシレン	7,818	6,192	6,728	6,343	5,490
	エチルベンゼン	1,379	1,369	1,731	1,854	1,872
移動量	届出事業所の移動量合計	16,979	13,911	15,674	15,146	16,521
	うちトルエン	3,581	2,916	3,400	3,444	4,463
	マンガン及びその化合物	1,494	1,439	1,621	1,564	1,442
	クロム及び三価クロム化合物	1,512	1,586	1,566	1,524	1,397
取扱量	届出事業所の移動量合計	—	—	—	3,648,457	3,883,826

【ダイオキシン類環境基準達成率】

(単位：%)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18 年度
大気	100	100	100	100	100	100
公共用水域水質	98	100	100	95	100	93
公共用水域底質	—	100	100	100	100	100
地下水	100	100	100	100	100	100
土壌	100	100	100	100	100	100

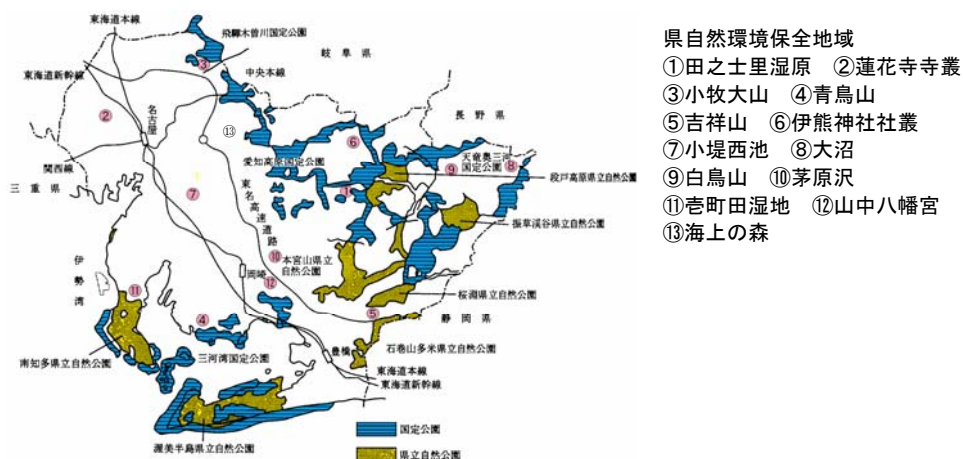
今後の課題

- 環境リスク（人の健康や生態系に悪影響を及ぼす可能性）を低減するためには、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、化学物質排出量を削減するとともに、科学的な知見が十分でない化学物質については、予防的な観点も踏まえたリスク管理も必要です。
- 地域住民と事業者、県民と行政、事業者と行政などのリスクコミュニケーションを推進し、化学物質に対する県民の理解と信頼性を向上させることも必要です。

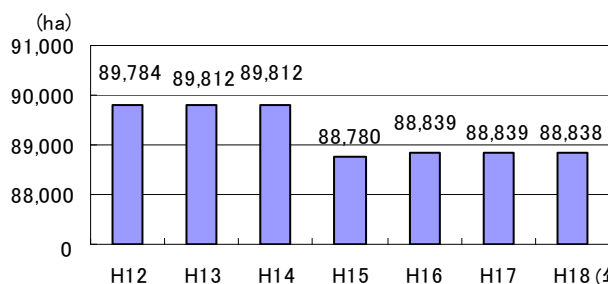
## (6) 自然環境

- 本県は、平野・半島・丘陵・山地など変化に富んだ自然を有し、南方系、北方系など様々な野生動植物が生息・生育しており、平成13年度に実施した調査では、約7,620種の動物と約3,780種の植物の生息・生育が確認されています。また、愛知県版レッドデータブック(平成13年度)では、絶滅した種が動物では16種、植物では39種、絶滅のおそれのある種が動物では234種、植物では445種となっています。
- すぐれた自然環境を有する地域を保全するため、自然公園法に基づく4つの国定公園と愛知県自然公園条例に基づく7つの県立自然公園が指定されており、その面積は県土の約17%を占めています。また、自然環境保全法に基づき、自然環境を保全することが特に必要な地域として、県内13地域を自然環境保全地域に指定しています。
- 都市化の進展や都市近郊の里山等の自然に対して人の手が加わらなくなったことなどにより、多様な生物の生息・生育域であった緑地・水辺の減少や質の劣化がみられます。また、国外や県外からの移入種による生態系への影響、鳥獣による農林業被害等の問題などが生じています。

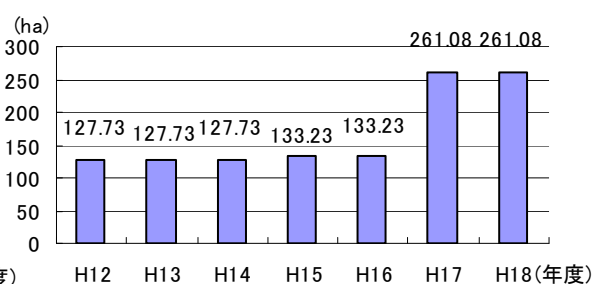
【愛知県内の自然公園・自然環境保全地域の指定状況】



【県内の自然公園の面積】



【県内の自然環境保全地域の面積】



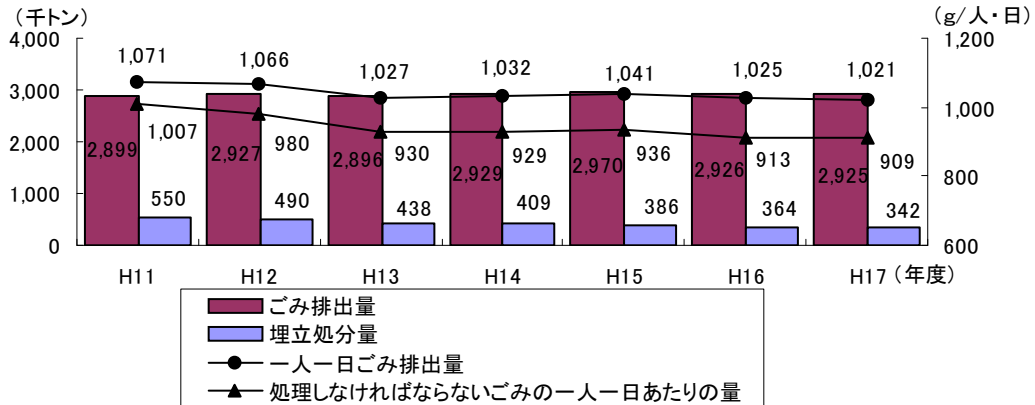
### 今後の課題

- 自然環境保全地域や自然公園、鳥獣保護区などを核とした野生動植物の生息生育空間の保全・拡充を図る必要があります。
- 里山を始めとする身近な自然環境の保全や希少種の適切な保護、移入種対策及び野生動物の保護管理などを通して、生物多様性の保全を図る必要があります。

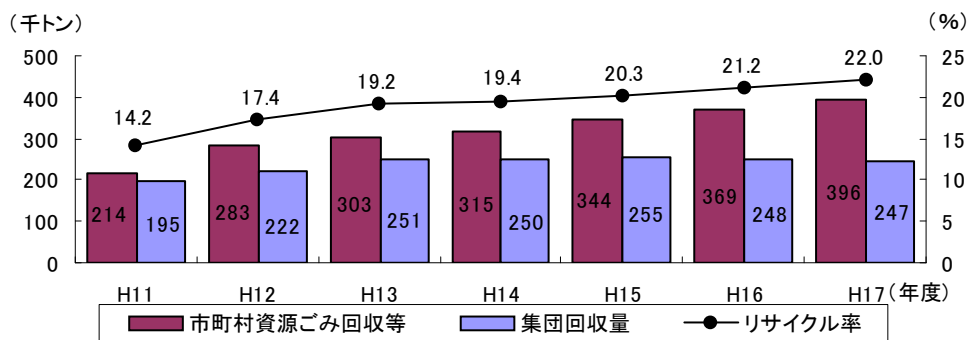
## (7) 資源循環と廃棄物適正処理

- 一般廃棄物の最終処分量については、市町村の分別収集などによるリサイクルや焼却施設の改善が進み、減少が続いています。また、産業廃棄物最終処分量についても、事業者のリサイクルが進み、減少が続いています。
- しかしながら、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムのもと、資源の浪費や廃棄物最終処分場のひっ迫、不法投棄の発生など様々な問題が生じています。

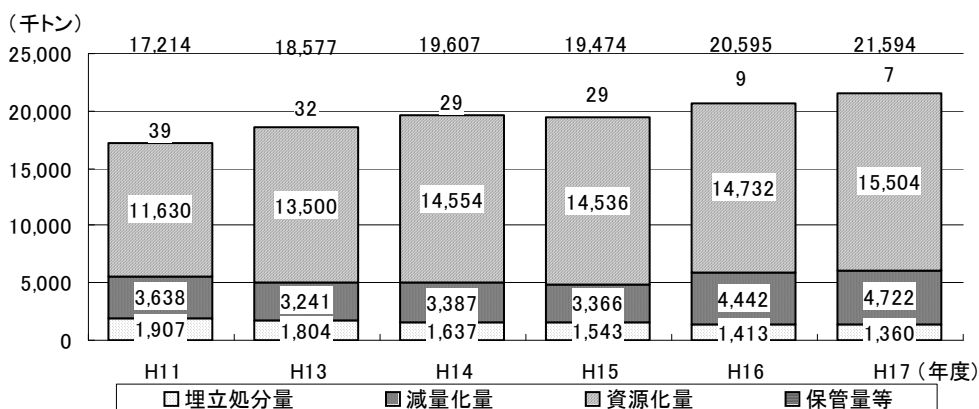
【一般廃棄物の総排出量と埋立処分量の推移】



【一般廃棄物の資源化量とリサイクル率の推移】



【産業廃棄物最終処分量の推移】



### 今後の課題

- あらゆる場面で3R（発生抑制、再使用、再生利用）を一層推進することが必要です。
- 資源の地域内循環や未利用資源のエネルギー利用など環境負荷の少ない資源循環を基本とする社会の形成を進める施策に取り組む必要があります。
- 不法投棄の防止など廃棄物の適正処理を一層推進するとともに、最終処分場の確保を進める必要があります。



## (8) 環境コミュニケーション

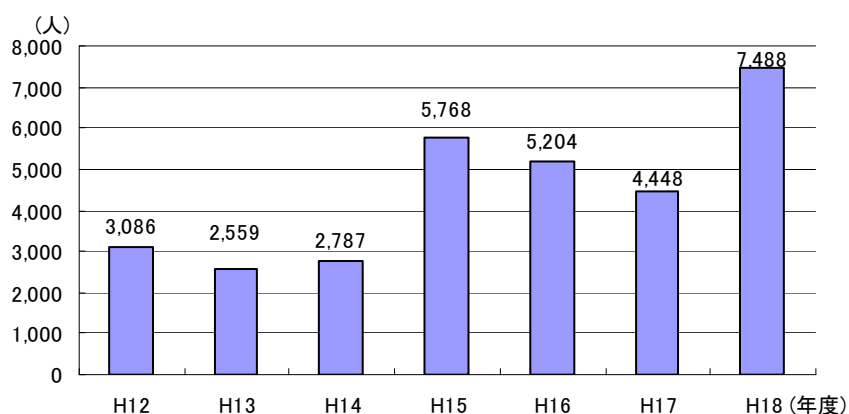
### <環境学習等の推進>

- 「愛知県環境学習基本方針」に基づき、愛知県環境調査センター内に設置の「あいち環境学習プラザ」、愛・地球博記念公園内にある「もりの学舎（まなびや）」、「あいち海上の森センター」を拠点として、環境学習のプログラムづくり、人づくり、ネットワークづくりを施策の三本柱として、様々な環境学習を推進しています。

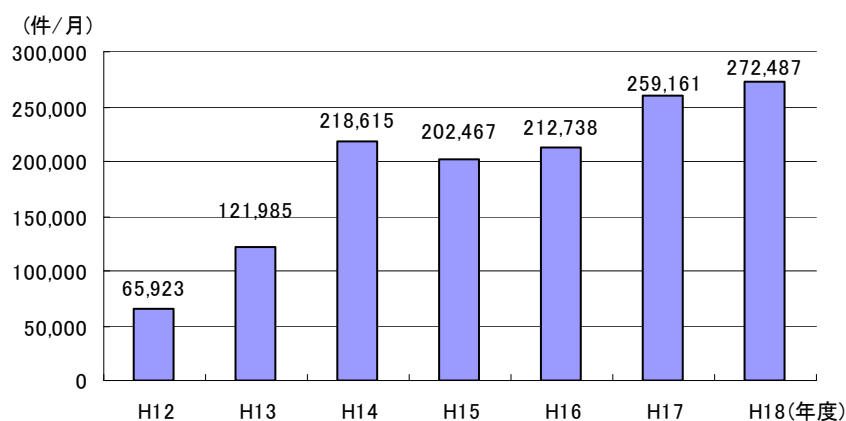
### <環境情報の提供の促進>

- Web ページ「あいちの環境」を開設し、環境情報をダウンロードして活用できるようにしているほか、環境白書や各種啓発資料の発行など、環境に関する様々な情報を県民に提供しています。

### 【こどもエコクラブ会員数】



### 【「あいちの環境」ホームページアクセス件数】



### 今後の課題

- 地球温暖化など現在の環境問題の解決には、県民一人ひとりが自ら環境に配慮しながら、環境問題に取り組むことが必要であり、その気付きのきっかけとなる環境学習を一層推進する必要があります。
- 提供された情報が、様々な意思決定に活かされるなど、環境保全に役立つ環境情報の提供を一層進める必要があります。

## 第3章 計画の目標

### 1 私たちの目指すもの

- 自然界は、大気、水、土地、生物の間を物質が適正に循環し、生態系が微妙な均衡を保つことにより成立し、私たちはこの恵み豊かな自然界の恩恵に支えられ生活を営んできました。
- 昨今の地球温暖化を始めとする環境問題は、私たちの生存をも脅かすほど深刻さを増してきています。これは、これまで私たちが築き上げてきた大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムが、自然界の適正な物質循環や生態系の均衡に影響を及ぼすまでに拡大してきたことが要因と考えられます。
- 未来の世代が継続的に自然界の様々な恩恵を享受できるためには、こうした現在の社会経済システムを変革し、自然界の再生能力の中で、私たちの豊かな生活を実現できる持続可能で循環型の社会を形成していくことが求められています。
- 「自然の叡智」をテーマとした愛知万博では、県民、民間団体、事業者、行政の協働により、持続可能な社会の形成に向けた様々な試みが展開され、この地域の環境に対する意識の向上に大きな成果を残しました。私たちは、愛知万博の開催県として、万博の理念と成果を継承・発展させ、持続可能な社会のあり方を全国・世界に示していく責務を有しています。
- こうしたことから、この計画の目標として、

**「自然の叡智に学ぶ持続可能な循環型社会づくり」  
(あいち環境社会の形成)**

を掲げます。

### 2 あいち環境社会の形成に向けた5つの社会づくり

- あいち環境社会は、県民、事業者、民間団体及び行政が参加・協働して築きあげていくことが必要であり、次の5つの姿の社会づくりを通して、その実現を目指します。

#### 【脱温暖化社会】

- 地球温暖化問題が喫緊の課題であるとの認識のもとに、日常生活や社会経済活動の中に、温室効果ガスの排出量を削減・安定化させる仕組みを構築していくことにより、温暖化の危機から脱却した社会を築きます。

#### 【資源循環社会】

- 自然界における資源が有限であるとの認識のもとに、社会経済活動に伴う環境への負荷をできるだけ少なくするために、天然資源の消費を抑制するとともに、資源の循環的な利用を基本とする社会経済の仕組みが確立した社会を築きます。

### 【自然共生社会】

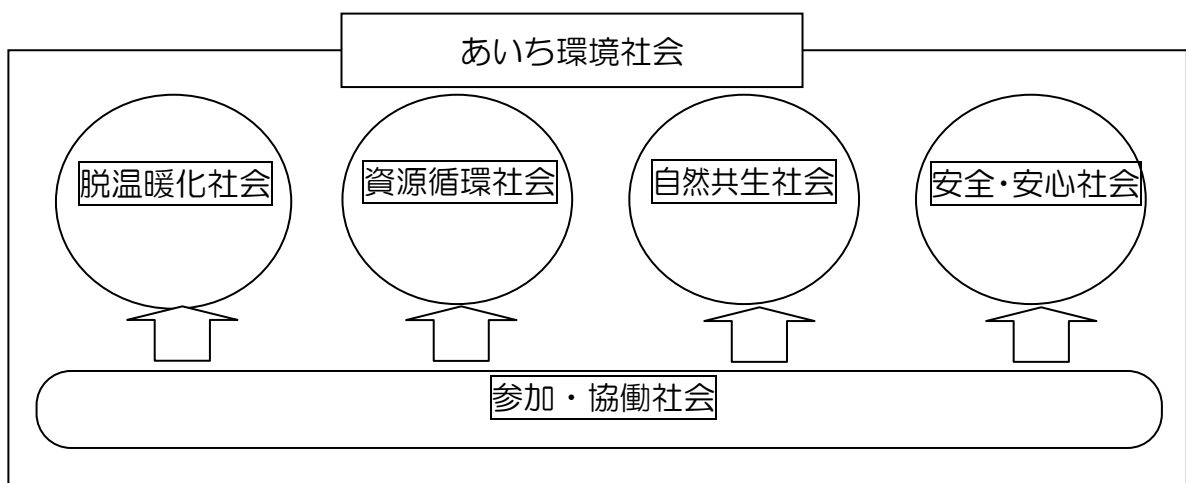
- 自然生態系の一員としての認識のもとに、貴重な自然を保護し、身近な自然の保全・創造や健全な水循環の再生を図ることにより、自然生態系が適切に保持され、多様な生物とのふれあいや水とのかかわりの豊かさを実感できる自然と調和した社会を築きます。

### 【安全・安心社会】

- 県民の生命と健康が常に最優先されるべきとの認識のもとに、環境基準の達成・維持を図るなど環境を構成する大気、水、土地、生物を健全な状態に維持することにより、県民の健康の保護及び生活環境の保全を図り、すべての県民が安全でかつ安心して生活のできる社会を築きます。

### 【参加・協働社会】

- すべての人々が自然生態系・地球環境における人間の関わりについて理解を深め、それぞれの立場に応じた公平な役割分担のもとに参加し、環境配慮の視点から主体的に行動するとともに、県民、民間団体、事業者、行政がそれぞれ連携、協力を図り、地域の環境の保全を進めていく社会を築きます。



私たちが計画で掲げた「あいち環境社会」は、脱温暖化を前面に掲げるとともに、資源循環、共生、安全・安心のキーワードで表される社会を通して実現されるものです。そのためには環境に関するすべての人々、すべての団体とのパートナーシップのもとに、計画に掲げた取組を着実に推進することが不可欠です。参加・協働社会づくりはそれを支える基礎となる取組です。



## 第4章 施策展開の方向

### 1 施策展開にあたっての視点

- 本県ではこれまで、各種の規制や指導等を通じて、個別の公害問題に対処し、多くの問題の是正解決を図ってきましたが、依然として第2章の「2 環境の現状と課題」(P12)で掲げた課題が残っています。そのため、県民の生命と健康を守るという環境政策の基本を踏まえた施策展開を図っていきます。
- また、地球環境問題や資源の循環利用に向けた課題などについては、その原因が日常の社会経済活動と深い関わりを持ち、その解決には、社会経済システムを持続可能なものに変革していくことが求められます。
- こうしたことから、今後の環境政策の推進にあたっては、以下の視点をもとに、総合的な施策展開を図っていきます。

#### (1) 愛知の地域特性を反映する

- 本県は、自動車を中心としたモノづくり産業の世界的な集積地であると同時に、全国有数の産出額を誇る農林水産業、人口集積を背景にした商業など、バランスの取れた産業構造を有しています。その一方で、大都市に近接して豊かな自然環境にも恵まれています。また、堅実、節約を大切にする県民性を有するとともに、人々がふれあうコミュニティも数多く存在しています。
- 愛知万博の開催を契機に、現在、環境に関心を持つ団体や新しい環境技術の開発に力を入れる企業が増えるなど環境の取組が県内に広がっています。
- このため、今後の環境施策は、モノづくり産業が有する技術を活かした取組や、都市と自然環境の近接を活かした取組、愛知万博の成果を継承・発展させる取組など、愛知の地域特性を活かしながら、立案、推進していくことが必要です。

#### (2) 環境問題への対応を愛知の活性化につなげていく

- かつては、開発や工業振興といった経済活動と環境保全は対立するものと捉えられていました。しかし、環境問題が地球規模に広がる中で、地球温暖化が人間の安全保障の問題と認識されるようになるなど、今日では環境を維持・再生しなければ、経済社会システム自体が存続できないことが明らかになりました。そのため、環境保全上の支障を生じさせないように経済や社会の発展を図ることが不可欠となっています。
- また、地域で行われるリサイクル活動や植樹などの様々な環境保全活動は、人と人とのコミュニケーションを促進するなど、地域コミュニティの活性化にもつながります。
- このため、産業振興や地域振興など行政の様々な分野との連携を図り、環境問題への対応を愛知の活性化につなげていくような施策を立案、推進していくことが必要です。

### (3) 各主体の力を引き出し、地域の総力を結集する

- 恵み豊かな環境は、私たちの生存を支える共通の財産です。このため、県民、事業者、行政等が各々の立場で身近な地域はもとより地球を視野に入れた環境の大切さを考え、理解を深めるとともに、日常生活や事業活動において環境への配慮行動や環境保全等の取組を実践することが不可欠です。
- このため、県民、民間団体、事業者などのあらゆる主体に、環境保全の取組への参加を促すとともに、協力して行動できる施策を立案、推進していくことが必要です。また、自主的な環境配慮行動を誘導するような行政側からの支援施策も必要です。さらに、我が国や本県が有する公害対策の経験や優れた環境技術を、国際協力に活かす施策も求められています。

## 2 施策の体系

- 本計画がめざす脱温暖化、資源循環、自然共生、安全・安心、参加・協働の5つの社会づくりに向けた以下の第1から第5の柱に沿って、施策を計画的に推進していきます。
- 施策の推進にあたり、環境保全上の緊急に対応すべき課題の解決に向けた取組や本計画がめざす5つの社会づくりに向けた先導的な取組として、重点プロジェクトを位置づけています。
- 「あいち環境社会」の形成に向け、「地球温暖化の防止」、「資源の循環」、「自然との共生」などの取組を個々に進めるのみではなく、持続可能性の観点を織り込んだ地域づくりを進めるため、5つの柱に掲げた施策を、持続可能な地域づくりという観点から様々な行政分野が連携して取り組む横断的なプログラムとして再構成し、「持続可能な地域づくりプログラム」として推進していきます。
- また、第1から第5の柱ごとに目指す数値目標を設定します。

#### 第1 温室効果ガスの排出を抑制し、安定化させる愛知づくり（脱温暖化）

- 1 環境にやさしい生活・事業活動の定着
- 2 化石燃料に頼らないエネルギーの普及促進
- 3 環境負荷の少ないまちづくりの推進
- 4 二酸化炭素吸収源対策としての森林・緑の保全・整備
- 5 フロンガスによる温暖化・オゾン層破壊の防止

#### 【重点プロジェクトの例】

- “あいちエコチャレンジ21” 県民運動の展開
- 市町村におけるBDFの導入拡大 など

#### 第2 資源の循環による環境負荷の少ない愛知づくり（資源循環）

- 1 あらゆる場面での3Rの促進
- 2 モノづくりを活かした循環ビジネスの創出
- 3 循環型の地域づくりの推進
- 4 廃棄物の適正処理、監視指導の徹底
- 5 廃棄物処理施設の整備の促進

**【重点プロジェクトの例】**

- 全県レジ袋有料化を目指す県民運動等の展開
- 「あいち資源循環推進センター」を拠点とした循環ビジネスの発掘・創出
- 衣浦港3号地廃棄物最終処分場の整備 など

**第3 自然との共生を次の世代に継承する愛知づくり（自然共生）**

- 1 いのちと暮らしを支える生物多様性の保全
- 2 農林水産業を通じた多面的機能の発揮
- 3 健全な水循環の再生
- 4 水と緑の潤いのある都市空間の創造
- 5 美しい景観の形成

**【重点プロジェクトの例】**

- 生態系ネットワークのコアエリアの保全
- 希少種保護のための種と保護区の指定制度の創設 など

**第4 公害のない安全で安心できる愛知づくり（安全・安心）**

- 1 健康で安全な暮らしができる大気環境の確保
- 2 快適な暮らしができる水環境・地盤環境の確保
- 3 化学物質による環境影響の低減対策の推進
- 4 災害発生時の環境汚染防止対策の体制づくり
- 5 着実な未然防止・救済対策と基盤事業の実施

**【重点プロジェクトの例】**

- 国道1号、23号沿道の局地汚染対策の推進
- 企業のコンプライアンスを徹底する監視体制の充実 など

**第5 地球と地域を視野に入れた参加・協働の進む愛知づくり（参加・協働）**

- 1 環境を考え、行動する人材の育成
- 2 自発的な環境配慮活動の促進
- 3 隣接県と連携した広域環境対策の推進
- 4 国際的な環境協力の推進
- 5 環境をテーマとした国際会議等の誘致・開催

**【重点プロジェクトの例】**

- 体験型環境学習の推進
- 生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の誘致・開催 など

**持続可能な地域づくりプログラムの推進**

- 1 コンパクトで環境負荷の少ないまちづくり
- 2 ゼロエミッション・コミュニティの形成
- 3 山から街までの豊かな緑の実現
- 4 生きもののにぎわいの保全と再生
- 5 環伊勢湾の水循環の再生